

第百六十三号議案

東京都景観条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都景観条例の一部を改正する条例

東京都景観条例（平成十八年東京都条例第三百三十六号）の一部を次のように改正する。
第十条第三項中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行による景観法（平成十六年法律第一百十号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。